

第1回 糸島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年4月1日(金) 午後1時00分から午後4時00分
2. 開催場所 交流プラザ志摩館大会議室
3. 出席委員(19人)

会長	1番	内野敏一
会長職務代理者	2番	井上孝治
副会長	3番	丸山文子
委員	4番	田中正一
	5番	原田正成
	6番	藤嶋政秀
	7番	松尾幸子
	8番	古家春利
	9番	加茂和義
	10番	古家貴喜
	11番	中原誠也
	12番	宗孝幸
	13番	奥功
	14番	山北敬子
	15番	三坂勝弥
	16番	濱地則夫
	17番	宗敏郎
	18番	東司時隆
	19番	荻原昌之

4. 欠席委員(0人)

5. 議事日程

議事

- 互選第1号 糸島市農業委員会会長の互選について(会長挨拶)
- 互選第2号 糸島市農業委員会職務代理者の互選について(職務代理者挨拶)
- 互選第3号 糸島市農業委員会副会長の互選について(副会長挨拶)
- 議案第1号 糸島市農業委員会の実施体制に係る組織編制について
- 議案第2号 糸島市地域水田農業推進協議会委員等の推薦について
- 議案第3号 糸島市委員会委員議席の決定について
- 議案第4号 農業委員の担当地域の決定について
- 議案第5号 糸島市農地利用最適化推進委員の決定について

6. その他

- 1) その他協議事項等について
- 2) その他

7. 農業委員会事務局職員

事 務 局 長	楠 原 一 昭
農 地 活 用 係 長	前 村 永 久
主 幹	古 川 康 浩
主 事	赤 嶺 尚 人
主 事	沖 香 菜 子

事務局長

それでは、ただいまから第1回糸島市農業委員会総会を始めさせていただきます。

それでは、皆さん御起立をお願いいたします。

一同礼。

御着席ください。

皆さん、こんにちは。

農業委員会事務局長を務めます市役所農地政策課の楠原と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

農業委員会の皆様におかれましては、本日、市長のほうから辞令を受けられ、令和7年3月31日までの3年間、御苦勞、御活躍をいただくこととなります。大変かと存じますが、どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、ただいまより第1回糸島市農業委員会総会を開会いたします。

なお、現在の出席状況は全員出席であります。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の総会が成立していることを宣言いたします。

それでは、続きまして、農業委員皆様の御紹介をさせていただきます。事務局のほうから説明しますので、よろしくをお願いいたします。

事務局

事務局の前村でございます。

それでは、議案書の2ページに委員方の名簿をつけさせていただいております。お名前をお呼びいたしますので、その場で御起立の上、出身地域と御氏名等簡単な自己紹介をお願いしたいと思います。

(名簿に基づき自己紹介)

事務局

ありがとうございました。

すみません、この場をお借りしまして、議案書の3ページでございますが、農業委員会事務局の名簿を載せております。事務局の紹介を行います。

(名簿に基づき自己紹介)

事務局長

それでは、続きまして、当会の臨時議長の選出を行わせていただきたいと思います。総会の議長は会長が行うこととなっておりますが、本日の総会は任期満了後初めての総会ですので、まだ会長が決まっておりません。この場合は、会長が決定するまでの臨時の議長を再任で最年長の委員にお願いすることとなっております。つきましては、田中正一委員に臨時議長をお願いしたいと思います。皆様御承認していただける方は拍手

のほうをお願いいたします。

(拍手)

事務局長 どうもありがとうございました。御承認いただきましたので、田中委員に臨時議長をお願いします。

それでは、臨時議長より一言御挨拶のほうをお願いいたします。

臨時議長 ただいま最年長ということで臨時議長に選出をいただきました田中正一です。皆様の御協力により、円滑に議事を進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

事務局長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、臨時議長の音頭で農業委員会憲章の唱和を行っていただきます。皆さん恐れ入りますが、御起立のほうよろしくをお願いいたします。

臨時議長 議案書の表紙裏面に農業委員会憲章が記載されていますので、御覧ください。私が「私たちの農業委員会は」と読み上げますので、その後を皆さんで御唱和ください。次に、「一つ、農業委員会は」と読み上げますので、その後を皆さんで御唱和をお願いいたします。

【農業委員会憲章唱和】

事務局長 ありがとうございます。御着席ください。

それでは、臨時議長に議事録署名人の指名をお願いします。

臨時議長 議事録署名人に藤嶋政秀委員と三坂勝弥委員を指名いたします。事務局。

事務局長 議事に入る前にお願いがございます。総会の審議内容は、農業委員会法により議事録を作成し、公開することが義務づけられております。委員の御発言は、誰が発言したかも含め議事録を作成し、糸島市ホームページで公開を行っております。発言される場合は挙手をしていただき、議長に指名されてから氏名を名のり発言をお願いいたします。審議の内容を録音し、議事録を作成しておりますので、氏名を名のっていただかないと、どなたが発言されたか分からなくなりますので、よろしくお願いいたします。

では、議事に入りますが、進行を議長をお願いいたします。

臨時議長

それでは、議事に入ります。

事務局長

それでは、議案書の4ページをお願いいたします。

互選第1号「糸島市農業委員会会長の互選について」説明いたします。

会長の選出につきましては、農業委員会等に関する法律第5条第2項により、委員が互選した者を充てるとなっております。

互選といいますのは、選挙権者が同時に被選挙権者として相互に選挙を行うことを言います。また、その方法は糸島市農業委員会規則第2条第1項により単記無記名投票を行い、得票数が最も多い者を会長とすることとなっております。つまり、皆様は投票用紙に会長にしたいと思われる委員の氏名を、御自分を含めた19人の中から1名のみを記載し、投票箱に入れていただくこととなります。

もし、得票数が同じ場合はくじで決定することとなっております。

なお、開票の際には議長が指名する立会人が2名必要でございますので、後ほど指名をお願いします。

ここまで御了承いただけましたら、具体的な投開票の方法は後ほど御説明させていただきます。

臨時議長

それでは、ここまでの事務局の説明に対して質疑をお願いいたします。ありませんか。

(質問、意見なし)

臨時議長

質疑を終了いたします。

会長の選出につきましては、農業委員会等に関する法律第5条第1項により、委員が互選した者を充てるとあります。

互選とは、相互に選挙することとされており、投票によって行うのが原則でありますので、会長の選出は投票での方法とさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

臨時議長

全員賛成ですので、投票を行うことといたします。

また、得票数が同数の場合はくじで決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

臨時議長

全員賛成ですので、得票数が同数の場合はくじで決定することといたします。

それでは、開票立会人を指名いたします。開票立会人に東司時隆委員と奥功委員を指名いたします。

それでは、具体的な投票方法を事務局から説明させます。事務局。

事務局長

まず、事務局の古川主幹が投票箱、後ろにございます投票箱の中が空であることを皆さんに確認していただきます。

次に、事務局の前村係長が、先ほどの名簿の五十音順に3名ずつお名前をお呼びしますので、呼ばれた委員の方は古川主幹のほうから投票用紙を受け取り、投票記載台で記載の上、投票箱に入れていただくこととなります。

全員の投票が終了しましたら、前村係長が投票用紙を取り出し、投票箱の中が空であることを皆さんに御確認していただきます。

その後、開票立会人の東司委員と奥委員に投票用紙の記載内容を確認していただきながら投票用紙に記載された氏名を読み上げますので、古川主幹が前に貼っております用紙のほうに得票結果を作成し、その後臨時議長のほうに提出をさせていただくこととしております。

最後に、臨時議長が得票結果を読み上げ、最多数の得票者を会長に決定することとなります。

臨時議長

何か質問はありませんでしょうか。

(質問、意見なし)

臨時議長

それでは、質問がありませんので、投票及び開票を開始してください。

事務局長

それでは、まず投票箱が皆さんの前を通りますので、空であることを御確認いただきたいと思います。

(投票箱確認)

事務局長

ありがとうございました。では、投票箱のふたを閉じます。

次に、投票に入りますけれども、もし、書き損じがありました場合、二本線を引かれて訂正をしていただければ有効でございますので、よろしくお願いたします。

では、前村係長が3名ずつお名前をお呼びいたしますので、御起立の上、投票記載台に向かっていただき、古川主幹から投票用紙を1枚受け取っていただいて、名前を書いて投票箱に入れていただけたら着席をお願い

いたします。では、よろしくお願いいたします。

(投票)

事務局長

ありがとうございました。全員の投票が終わりましたので、これから開票に入ります。

開票立会人の東司委員と奥委員は、恐れ入りますが、投票箱のところまでお願いいたします。

それでは、前村係長、投票箱から投票用紙を取り出してください。

それでは、空となった投票箱を、また皆様に確認していただきますので、前を通りますので、空であることを確認していただきたいと思いません。

(投票箱確認)

事務局長

空であることを御確認いただきましたので、そのまま投票箱を閉じさせていただきます。

それでは、前村係長は投票用紙の内容を、開票立会人に見ていただきながら読み上げてください。その結果を、今からこちらのほうに記入をさせていただきます。

(開票)

事務局長

ありがとうございました。それでは、開票立会人におかれましては、席のほうにお戻りいただきたいと思えます。

ただいまから投票結果集計表を作成しまして臨時議長にお渡しをします。しばらくお待ちください。

(集計表作成)

事務局長

それでは、集計が終わりましたので、田中臨時議長より発表していただきます。

臨時議長

それでは、開票の結果を報告いたします。

内野敏一17、井上孝治1、ウチノヨウイチ1、これは無効でございます。開票の結果、最も得票数の多い内野敏一委員を会長に決定いたします。

会長が決まりましたので、以降の議事進行につきましては内野会長よりお願いいたします。

事務局長

どうもありがとうございました。
田中臨時議長から退任の御挨拶をお願いしたいと思います。

臨時議長

皆様の慎重審議並びに御協力によりまして、臨時議長の大役を終えることができました。内野会長を中心に3年間一生懸命頑張りたいと思います。これで臨時議長を退任させていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

事務局長

田中委員、どうもありがとうございました。
それでは、内野会長、議長席のほうへ移動をお願いいたします。

（議長席交代）

事務局長

それでは、内野議長より一言御挨拶をお願いいたします。

議長

改めまして、こんにちは。
ただいま会長に就任いたしました内野です。在任期間は長いですが、まだまだ分からないことばかりです。皆さんと一緒に勉強していきたいと思っております。また、この頃は年々議案が多くなってきております。皆さんと一緒に融和を持ちながら、皆さんと一緒に解決していきたいと思っておりますので、何とぞよろしくをお願いいたします。ちょっと皆様には申し訳ないんですけども、調査部会等も朝からというふうな格好できております。どうか皆様方の御協力をよろしくをお願いいたしまして、この3年間よろしくをお願いいたします。（拍手）

事務局長

どうもありがとうございました。以降の進行につきましては内野議長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

議長

それでは、次の議事に入ります。事務局長。

事務局長

議案書の5ページをお願いいたします。
互選第2号「糸島市農業委員会職務代理者の互選について」内容を説明いたします。
これは農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定により、会長が欠けたとき等は委員が互選した者がその職務を代行するとなっております。つきましては、先ほどの会長の互選と同じ要領で投票により職務代理者を

決定したいので、御審議をお願いいたします。

議 長

ただいま事務局のほうより説明がありました。
質疑を受けます。どうぞ。

(質問、意見なし)

議 長

ないようですので、農業委員会等に関する法律第5条第5項に、会長が欠けたとき等に委員が互選した者がその職務を代理するとなっています。また、糸島市農業委員会規則第3条で、職務代理者の互選は、委員の単記無記名投票を行い、最多数を得た者を当選人とするとあります。

したがって、職務代理者の選出については投票で行いたいと思いますが、いかがでしょうか。また、同規則第3条において、投票数が同じであるときはくじで定めるとあります。よって、そのように行いたいと思いますが、そのことについても承認いただけますでしょうか。賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員です。

それでは、開票立会人は、先ほどに引き続き東司時隆委員と奥功委員を指名します。

それでは、投開票を開始してください。

事務局長

それでは、投票箱は先ほど空であることを御確認していただいております。閉じた状態でございます。

では、3名ずつ、またお名前をお呼びさせていただきますので、先ほどの要領で投票のほうをお願いいたします。では、よろしく願いいたします。

(投 票)

事務局長

開票に入ります。

開票立会人の東司委員と奥委員は、前村係長、投票箱のところに、恐れ入ります、お願いいたします。

では、投票箱から投票用紙を取り出してください。

また、投票箱は空であることを確認していただきますので、また前を通りますので、空であることの確認をお願いします。

(投票箱確認)

事務局長 それでは、空であることを確認していただきましたので、そのまま投票箱を閉じさせていただきます。

それでは、前村係長は投票用紙の内容を開票立会人に確認していただきながら読み上げてください。

(開 票)

事務局長 ありがとうございます。開票立会人の方は席のほうにお戻りください。

投票結果集計表を再度また作成しまして、議長にお渡しします。

(集計表作成)

事務局長 それでは、集計が終わりましたので、議長から発表していただきます。

議 長 開票の結果を報告します。

井上孝治委員 18 票、丸山文子委員 1 票、投票結果は最も得票数が多い井上孝治委員を職務代理者に決定いたします。

その前に説明させていただきますが、糸島市農業委員会は副会長を 2 人制としておりますので、その中の 1 人が職務代理者ということになっております。

それでは、井上職務代理者、就任の挨拶をお願いします。

職務代理者 ただいま職務代理者に選出いただきました井上孝治です。私まだ 6 年しかまだやっておりません。会長はもう 18 年以上されておられましてベテランということですが、まだまだ農業委員会 6 年ぐらいの経験があっても足元にも及びませんし、これからは会長を支えながら、皆さんと一緒に勉強してやっていきたいと思っております。よろしくお願いします。(拍手)

議 長 どうもありがとうございました。

議 長 それでは、次に移ります。事務局長。

事務局長 議案書の 6 ページをお願いいたします。

互選第 3 号「糸島市農業委員会副会長の互選について」内容を説明いた

します。

糸島市農業委員会規則第2条第1項に、副会長を1人置くと定められております。また、第3条第1項に、副会長の互選は投票により行い、得票数が同じであるときはくじで定めるとされています。

つきましては、先ほどと同じ要領で投票により副会長を決定したので、御審議をお願いいたします。

議 長

ただいま事務局長のほうより説明がありました。

何か質問、意見ありましたらお願いします。

(質問、意見なし)

議 長

それでは、糸島市農業委員会規則の規定によりまして、副会長の選出を投票で行いたいと思います。また、投票数が同じであるときはくじで決定したいと思いますが、承認いただけますでしょうか。挙手をもってお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員です。

それでは、開票立会人は、引き続き東司時隆委員と奥功委員を指名いたします。

それでは、投開票の開始を行ってください。

事務局長

それでは、先ほど投票箱は空であることを御確認していただいております。閉じた状態でございますので、同じように3名ずつお名前をお呼びいたしますので、同じ要領で投票をお願いします。では、よろしく願いいたします。

(投 票)

事務局長

どうもありがとうございました。

それでは、全員の投票が終わりましたので、これから開票に入ります。

開票立会人の東司委員と奥委員は、恐れ入ります、再度投票箱のところにお進みいただきたいと思っております。

それでは、前村係長、投票箱から投票用紙を取り出してください。

また、投票箱が皆さんの前を通りますので、空であることの確認をお願いします。

(投票箱確認)

事務局長

それでは、前村係長は投票用紙の内容を開票立会人に確認していただきながら読み上げていただきたいと思います。

(開 票)

事務局長

ありがとうございました。開票立会人の方は、席のほうにお戻りいただきたいと思ひます。

投票結果集計表を作成しておりますので、しばらくお待ちください。

(集計表作成)

事務局長

それでは、集計が終わりましたので、議長のほうから発表をしていただきます。

議 長

それでは、開票の結果を報告いたします。

丸山文子委員18票、松尾幸子委員1票ということで、最も得票数の多い丸山文子委員を副会長と決定いたします。

それでは、副会長の挨拶をお願いします。

副会長

改めまして、丸山と言ひます。先ほど会長の挨拶にもありましたように、審議する案件が多くなっております。3年間という長丁場になりますけれども、体のほうに気をつけて、皆さんと一緒に審議を重ねていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。(拍手)

議 長

それでは、次の議事に移ります。事務局長。

事務局長

それでは7ページ、議案第1号「糸島市農業委員会の実施体制に係る組織編制について」及び第2号議案、10ページでございます、10ページ、第2号議案「糸島市地域水田農業推進協議会委員等の推薦について」について、続けて説明をさせていただきます。

申し訳ございません、再度議案書7ページをお願いいたします。

まず、議案第1号「糸島市農業委員会の実施体制に係る組織編制について」内容を説明いたします。

農業委員会活動の実施体制の各委員の配属及び役職について、三役の素案を基に審議の上、決定させていただきたいと考えております。

8ページの体系図をお願いいたします。

まず、総会でございますが、19人の農業委員全員で開催をします。

左側、農地対策委員会10人、農政対策委員会8人、会長を除く18名の委員の皆様それぞれ所属していただくことになります。

その下の第1調査部会、第2調査部会、第3調査部会、この部会にも会長を除く18名の委員の皆様それぞれ6名ずつ所属していただくことになります。

議案第1号により決定していただきます内容は、ただいま御説明いたしました、7ページのほうにお戻りいただきまして、(1)第1調査部会から第3調査部会の各委員及び部会長、副部会長の選任、(2)番、農政対策委員会の委員及び委員長、副委員長の選任、(3)番、広報委員会の委員長の選任、(4)番、農地対策委員会(A班・B班)の各委員及び委員長・副委員長の選任についてでございます。

もう一度8ページをお願いします。

右側の農地利用最適化推進会議でございますが、農業委員の皆様19人全員と34人の農地利用最適化推進委員の合同会議でございます。農地利用最適化の具体的な活動などを決定する会議となっております。

その右上、事務局ですが、市の農地政策課職員5人が農業委員会事務局職員を兼任しております。

2番目の総会日程及び議案の締切りについてと3番目以降の各部会、各委員会の役割等の詳細につきましては、そこに記載しておるとおりでございます。

続きまして、10ページをお願いいたします。

議案第2号「糸島市地域水田農業推進協議会委員等の推薦について」を御説明いたします。

別紙のとおり、別紙というのは11ページと12ページになります。別紙のとおり、各団体より依頼されております各委員等の推薦について、これについても三役の素案を基に決定することをお諮りするものでございます。

11ページ、12ページに記載しています4つの協議会等から合計12人の委員等の選出依頼があっております。

1. 糸島市地域水田農業推進協議会委員及び監事の選任については4名、2. 糸島市農業振興地域整備促進協議会委員の選出については6名、3. 糸島市人・農地プラン検討委員会委員の選出については1名、4. 家族経営協定立会人の選出については1名、以上4件の選出依頼につきまして、三役の素案を基に審議の上決定させていただきたいと考えております。説明は以上でございます。

議長

それでは、各委員及び調査部会の編制について、今から三役で素案を検

討したいと思います。また、各団体から委員の選出依頼があつておりますので、それについても併せて検討したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

議長 それでは、そのようにさせていただきます。しばらく時間をいただきますので、ほかの委員の方は暫時休憩といたします。

(休憩)

議長 それでは、再開いたします。

それでは、今、三役で検討いたしました結果を発表いたします。

まず、農地対策A班、委員長井上孝治職務代理、副委員長宗孝幸委員、委員といたしまして古家春利委員、松尾幸子委員、加茂和義委員。

続きまして、農地対策B班、委員長田中正一委員、副委員長荻原昌之委員、委員といたしまして古家貴喜委員、東司時隆委員、原田正成委員。

続きまして、農政対策委員会、委員長を丸山文子副会長、副委員長を奥功委員、副委員長兼広報委員長を山北敬子委員、委員といたしまして三坂勝弥委員、濱地則夫委員、藤嶋政秀委員、宗敏郎委員、中原誠也委員となっております。

続きまして、調査部会のほうを発表いたします。ちょっと順不同ではありますが、よろしく願いいたします。

第1調査部会、部会長藤嶋政秀委員、副に中原誠也委員、委員といたしまして田中正一委員、宗孝幸委員、古家貴喜委員、山北敬子委員。

第2調査部会、部会長東司時隆委員、副部会長原田正成委員、委員といたしまして丸山文子委員、宗敏郎委員、荻原昌之委員、加茂和義委員。

第3調査部会、部会長三坂勝弥委員、副部会長に松尾幸子委員、井上孝治委員、濱地則夫委員、奥功委員、古家春利委員。

以上のとおり検討いたしましたけれども、承認いただけます方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで、この3年間、この体制で活動してもらいます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは続きまして、議案第2号の各協議会、委員会等の推薦についてですけれども、これも三役で検討いたしました結果、糸島市地域水田農業推進協議会委員及び監事には、藤嶋政秀委員、中原誠也委員、田中正一

委員、監事といたしまして東司時隆委員。

それから、糸島市農業振興地域整備促進協議会委員といたしまして井上孝治委員、藤嶋政秀委員、東司時隆委員、三坂勝弥委員、中原誠也委員、丸山文子委員ということにしております。

それから、人・農地プラン検討委員会委員の選出につきましては松尾幸子委員。

それから、家族経営協定の立会人といたしまして丸山文子委員を推薦いたします。

以上のおり検討いたしましたけれども、承認いただけます方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

全員ということで承認されました。それでは、このように推薦したいと思います。どうぞ皆さんよろしくをお願いいたします。

議長

続きまして、次の議案に移ります。事務局。

事務局

それでは、議案第3号に移ります。議案書の13ページをお願いいたします。

議案第3号「糸島市農業委員会委員議席の決定について」、説明いたします。

糸島市農業委員会規則第9条の規定によりまして、各委員さんの議席につきましてはくじにより決定することとしたいというところでございます。

なお、三役の議席につきましては総会での席の関係がありますため、会長を1番、職務代理者を2番、副会長を3番で固定させていただき、三役以外の議席につきましては4番から19番までのくじを五十音順に引いていただいて議席を決定させていただきたいという提案をさせていただきます。ご審議のほうよろしくをお願いいたします。

議長

農業委員会議席については糸島市農業委員会規則第9条の規定により、くじで定めるということになっております。先ほど事務局が言いましたように、会長が1番、職務代理者が2番、副会長が3番で指定席になっているということではいかがでしょうか。承認いただける方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ということで承認されました。
それでは、16人の委員でくじをお願いいたします。

事務局

それでは、4番から19番までのくじを五十音順ということで荻原委員から引いていただいて、番号を大きな声で言ってください。皆さんは2ページに農業委員の一覧表をつけておきまして、一番右に議席番号の欄がありますので、前村係長が読み上げた番号を書き取っていただければ助かります。それでは、お願いいたします。

(議席番号くじ引き)

以上です。

事務局

ありがとうございます。では、確認の意味で上から順番に氏名と議席番号を読み上げますので、ご確認ください。

井上孝治職務代理が2番、内野敏一会長が1番、奥功委員が13番、荻原昌之委員が19番、加茂和義委員9番、古家春利委員8番、宗孝幸委員12番、宗敏郎委員17番、田中正一委員4番、東司時隆委員18番、中原誠也委員11番、濱地則夫委員16番、原田正成委員5番、藤嶋政秀委員6番、古家貴喜委員10番、松尾幸子委員7番、丸山文子副会長3番、三坂勝弥委員15番、山北敬子委員14番。以上でございます。

それでは、次の総会からはこの議席順に名札を置かせていただきますので、そちらのほうに御着席をいただきますようお願いいたします。

議 長

それでは、次の総会から意見、質問等をなされるときは、自分の議席番号と氏名を名のって起立の上、質問、意見を出していただきますようお願いいたします。

議 長

それでは、次に移ります。事務局長。

事務局長

議案書の14ページをお願いします。

議案第4号「農業委員の担当地域の決定について」御審議をお願いするものでございます。

内容を説明いたします。

15ページ、案件によりまして、地域ごとに審議をしていただく案件が

あります。また、農地利用最適化活動については、推進委員と連携して各地域で活動していただくこととなりますので、担当地域を決めさせていただきたいということで御提案をさせていただきます。

なお、推進委員の担当地区の地区割りをJA糸島の旧14支店の区域としておりまして、その区域で割り振りをさせていただいております。

それでは、読み上げて提案をさせていただきます。

【議案書に基づき読み上げて説明】

議長 　　ただいま報告がありました。担当地域につきましては15ページの表のとおり決定することに承認いただける方の挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長 　　全員です。全員賛成ということで承認されました。

議長 　　次に移ります。事務局長。

事務局長 　　議案書の16ページをお願いいたします。

議案第5号「糸島市農地利用最適化推進委員の決定について」説明をいたします。

農地利用最適化推進委員につきましては、平成28年の農業委員会法の改正により新設された委員でございます。農業委員と同様に、今回改選を迎えたものでございます。

昨年の12月15日から本年1月14日の間で推薦及び募集の受付を行った結果、定数と同数の推薦がありましたので、その推薦された方々の名簿を17ページにつけております。この34名の方々について、この総会で承認をいただきましたら、16時から委嘱状を交付する予定となっております。

それでは、17ページの農地利用最適化推進委員案について、選出区域とお名前を読み上げさせていただきます。

【議案書に基づき読み上げて説明】

以上、合計34人の農地利用最適化推進委員の選任案でございます。御審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただいま説明がありました。これは各地域ごとに選出されてありますけれども、質問、意見がありましたらお願いします。

(質問、意見なし)

議長

ないようですので、採決を取ります。

第5号議案「糸島市農地利用最適化推進委員の決定について」、承認いただける方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

全員です。全員で承認されましたので、後の16時から委嘱状交付を行います。

議長

その他のほうで、事務局長。

事務局長

議案につきましては終了いたしましたので、18ページをお願いします。

その他協議事項ということで、順番に説明します。

事務局の前村のほうから説明をいたしますので、よろしくをお願いいたします。

事務局

議案書の18ページを御覧いただきたいと思います。

まず、1項目、糸島市農業委員会規則についてということで、こちらの議案書の19ページから22ページにかけて掲載させております。今回の議案にも出ましたとおり、会長等の互選についての記載がありますので、時間があるときにお目通しをお願いします。

続きまして、2項目の糸島市農業委員の慶弔等に関する内規ということで、資料の23ページを御覧いただきたいと思います。

こちらにつきましては、慶弔等に関する内規ということで、糸島市に合併し内規を定めまして、慶弔及び見舞金、記念品の贈呈というところを定めた規則でございます。こちらのほうも本日委員に御就任いただきましたので、今後こういう内規の下、互助的なものもございますが、この内規でやっていきますという内容で御確認いただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

次に、3項目の農業委員旅行等の積立金についてでございます。

こちら農業委員さんのほうになりますと、3年1期の任期でございます

て、この慣習的には恒例といいますか、毎月の農業委員報酬から積立金のほうと、今回お茶代という形で別の項目で報酬から引き去りをさせていただく金額がございました。今年度につきましても、金額の変更等含めて御確認していきたいと考えております。

まず3番目のほうですけれども、旅行の積立金額につきましては、前年度までが旅行積立てとして1万円、先ほど互助会規定もございましたが、そういう慶弔費等で1,000円という部分を毎月積み立てさせていただいておまして、こういう慶弔等の活動、もしくはこういう旅行積立てのほうに充てさせていただいていることとございます。

本日は、金額を変える、または前回までの積立額でよいかどうかという部分を確認したいと思います。

(質問、意見なし)

事務局

4番につきましては、3番で決定した金額の、今後の積立ての方法について決めていただきたい、ということです。例えば、今年度までは報酬引き去りでいいよというのであれば次の承諾書を記載していただくようになります。次年度からは引き去りができませんので3年間の積立てについては、最初から、報酬から引き去りしない方法もあります。まずは金額とその積立ての方法について御検討いただければなと思っております。

委員さんのお別れ旅行の積立金がメインでございます。過去には海外に行かれたり、国内の東北に行かれるなど、費用が大きくなるので毎月積み立てて、最後の年のその積立金を使ってお別れ旅行に行くという内容が定番でございました。新しい委員の任期が始まりましたので、御確認でございます。

まず、積立てを行っても問題はないでしょうか。皆さんよろしいですかね。積み立てていくということで。

(「はい」と言う者あり)

事務局

金額につきましては1万円と1,000円ということで、1万1,000円でやっていきたいと考えておりますが、皆様よろしいですかね。

(「はい」と言う者あり)

事務局

そうしたら、金額につきましては1万1,000円というところで決めさせていただきまして、次に積立ての方法でございます。まず令和4年度、5年度、6年度まで3年間していただきますので、どうしていくか、次年度から、報酬からの引き去ることができなりますので、それも含めて

御検討いただけたらなと思っております。

議長

4年度は従来どおりでもらいましょうか。そして、5年度からは、その振込口座を各自で、自分の口座に入っている通帳から、それから自分でこの通帳に入れてくださいという手続を全部すれば、その通帳に入るんじゃないかなと思うんですけど、その分ちょっと手数料がかかります。なので、そこの了承をしてもらえれば、そっちのほうが一々事務局にお金を持っていくのも大変かなあとは思いますが、どんなふうでしょうか。何かいい案があったら、どうぞ。

農業委員

口座引落としにしてもらったらいと思います。手数料もかかりませんし、口座を、だから引落口座を登録してもらって、金融機関から引いてもらえれば手数料もかからんし、煩わしさはないと。

議長

この1年間あるけん、そのところをちょっと事務局検討して持ってきてもらえる。

事務局

分かりました。今のような形で進められるかどうか確認していきます。5年度から口座引落としのやり方でよろしいですかね。

そうしたら、すみません、次の4番の項目ですけれども、手続き上必要となりますので、この引き去り承諾を御記入いただいて、8日の総会のとくにいただければなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

農業委員

口座名は関係なくて。

事務局

口座も関係なくてです。通帳印ではございませんので、認めで結構でございます。

続きまして、5番の農業委員懇親会等の世話人ということで、こちらも慣例的なもので、大体1年ごとですかね、3年間ございますので、コロナの時期というのもございましたけれども、通常反省会等を各総会であったり、各調査部会、各委員会の部分ごとに世話人という形で記入させていただいております。1年間で3人で回しますということでございます。

本日、冒頭、中原委員のほうから8日の御案内があったように、そういう形での世話人という形で考えております。1年ごとに委員を交代と考えておりますので、まず本日、令和4年度の分として3人の方で頑張っていたきたいと考えておりますが、立候補なり、推薦なりがございましたらよろしく願いいたします。

議長

コロナでどういうふうになるかは分からんとですけど、前回は年の若い

順からということではおりましたけれども、1年はできたんですけど、2年目、3年目はコロナで何もできなかったという状態になっておりますけれども。

(発言する者あり)

そのようにしましょうか。じゃあ、1年目を旧の2年目の方にしてもらいますか。2年目と1年目の方で。では、奥委員と原田委員、それでいいですかね。

(「はい」と言う者あり)

事務局

ありがとうございました。奥委員と原田委員と松尾委員の3人で、令和4年度につきましてはお世話いただくということでよろしく願いいたします。

続きまして、6番目でございます。農業委員手帳の購入についてということで、こちら積立ての慶弔費から引き去りをさせていただくんですけども、県の農業会議のほうも勧めておる手帳でございます。今年度も毎年購入していきたいと考えておりますが、意見を頂戴したいと思います。

農業委員

全員ですか。

事務局

全員です。

農業委員

分かりました。

事務局

次の年、また2023年、2024年という部分でできますので、そういう形で購入していきたいと考えておりますので、すみませんが、御意見はあるかと思いますが、よろしく願いいたします。

それでは、次の7番でございます。全国農業新聞の購読につきまして、こちら農業委員さん、推進委員さんもそうですけれども、全国農業新聞、こちらは全員の購読をお願いしているところでございます。本日新任の農業委員さんにつきましては御購読の御案内等を置かせていただいているかと思っておりますので、御購読のほうをいただけましたら、お申込用紙を事務局まで提出していただきたいと思っております。既に別の部分で購読がしてある部分については、二重には不要でございますので、なるべく全国農業新聞の御購読のほうをお願いしたいというところでございます。

次に、8番目の令和4年度の開催日程でございます。

こちら24ページにつけておりますが、本日調査部会、農地農政対策委

員会、それぞれもう委員のほうを決定していただいておりますので、こういう日程で1年間の計画をしております。

まず、4月でいきますと、申請締切日、非農地調査、調査部会、総会、農地対策、農政対策委員会ということで記載しております。4月が第1、5月、6月の頭が第2という形の見方になってきます。総会の会場であるとか、調査部会の会議室であるとかという部分で記載しておりますので、こういう日程で年間行きたいと考えております。この部分でちょっと、この部分、どうしてもという部分があれば、この場でちょっと御提案いただければ、会議室等スケジュールを調整いたしますが、今のこの段階で何かございましょうか。もし、この分開催予定が決まりますと、基本この内容で、変更があったときだけ御連絡差し上げるという形になるかと思えます。特に年末年始等、こういう日程で組ませていただいておりますが、何か御意見等がありましたらよろしく願いたします。

農業委員

調査部会の4月日程を1日変更していただけんかなと思いますけど、27日を28日へ。

議長

事務局できる、それ。

事務局

そうですね、今日、事務局は全員ちよっこちちに来ておまして、調査部会につきましては、会議室で協議いただく部分、それと現地調査ということで公用車の分の空き具合を確認いたしますので、部会長のほうが都合が悪いということであれば、28日のほうで進めていきたいと思えます。また4月8日総会にスケジュールも載せますので、極力28日木曜日のほうで進めていきたいと思えます。ここで会場等を確認でき次第、公用車の配置具合がございまして、その分確認して、極力28日木曜日で、会場はちょっと異なってきますが、決定したいと考えております。それでは、令和4年度につきましては4月28日のほうでちょっと第1調査部会のほう、そっちのほうで確認いたしたいと思えます。

農業委員

第3調査部会ですが、12月27日はちょっとよくないというか、26日にできませんか、月曜日。

事務局

この分もそうですね、確認いたします。会議室、公用車という部分で、27日を26日ですよね。

事務局長

公用車の関係もあると思うけど、ほかの委員さんの関係はいいとね。

事務局

こちら申請締切日と第1調査部会、総会というのが結構連動しております

して、申請締切日の後調査部会の設定、調査部会が終わったら申請の意見を取りまとめて、総会に諮る前までに申請人の不足書類とかを指摘して、それが出ないと総会で通らないケースもございます。申請締切日が終わりますと、各課意見ということで一定の5営業日、6営業日をして各課意見を徴集するわけでございますので、あまり期間が短過ぎると各課意見のほうもらえない状態になる、調査部会のほうを遅らせますと、総会までに申請人のほうが訂正書類を準備する期間が短くなるというところがございますので、もう既に現段階で入ってしまえば調整という形で考えたいと思いますが、基本こういう日程で締切日、その5営業日等で各課意見、調査部会の翌日から起算しまして総会まで四、五営業日等を設けて申請人への是正資料の提出と、修正資料の提出ということでございますので、なかなかシビアな期間でございます。

それと、申請締切日につきましても、早める部分につきましては申請書受理後3週間という標準処理期間といいますが、国のほうからの処理基準ということがございますので、申請締切日から3週間以内に総会という部分がございまして、申請締切りもなかなか早く持っていけない部分があります。ただ、4月であったり12月につきましては、ほかの申請人から御了承をいただいている部分もありますので早めておりますが、基本的には24ぐらいでございます。

話が長くなりましたが、まず4月の分、28日で第1調査部会のメンバーの方がよければ調整したいと思います。こちらよろしいでしょうか。まずは4月の27を28に変えるという部分については、第1調査部会の方はよろしいですかね。

(「はい」と言う者あり)

事務局

そうしたら、28日のほう、会議室のほう、公用車のほうを含めて確認させていただきます。

次に、12月の27を26にどうだろうかという部分で意見を部会長のほうからいただきましたが、第3調査部会のメンバーの方、いかがでしょうか。変えないほうがよければというところもあります。

農業委員

できるだけ、できなかつたらこれに合わせますけれども、ちょっと年末のほうは押し迫った…。

事務局

そうですね、第3調査部会につきましては、毎回こういう日程で、なかなか年末という書き入れどきでかぶってしまいますが、いかがでしょうか。できたらこの日程で、部会長のほう申し訳ありませんが、27日もし可能であればと、ほかの部会の方も、ちょっとやはり厳しいようござい

ますので。

すみませんが、12月の第3調査部会につきましては、第3調査部会の方は、ちょっと動かすと支障が出てきたりとかはないですかね。

(発言する者あり)

事務局 それでは、12月のほう26日と27日、今のところ分らんけんどっちでもいいよということで。

農業委員 どっちも駄目。

事務局 どっちも駄目なんですよ。

農業委員 今さっき、調査部会の例をもらったときに、ちょっとお願いしようかなと思って手を挙げたんですけど、もうちょっと進んでしまったから、私も第3調査部会だったんですね。12月の年末の、なかなか難しいんですよ、日程表とか。この前も取っていたんですけど、結局会議場が取れないということで急遽日程が変わったりしたで、ちょっと取りにくいので、私は第3調査部会を外してくださいとお願いしていたんですけど、外されないと言われたから、要望を言っても一緒と言われたから、第3調査部会みんなを、ちょっと第2調査部会と第1調査部会で、みんな一緒に替わってもらおうということではできませんか。

農業委員 入れ替えるの。

農業委員 そう。

議 長 第3と第2で話し合ってもらえれば、それでいいなら、第2調査部会がいいと、どこの部会もやっぱり一緒やろうと思うとですよ。

農業委員 ちょっとどんなふうに違うですか、その第1と第2と第3というのは。

議 長 ただ班分けしておるだけです。班分けして、なるべく同じ地区の人が重なり合わないよう班分けを。

事務局 あとは調査部会で班が決まりますと、このスケジュールでありますとおり、1、2、3という部会でいきますので、3は3の部会の日が決まると、2は2のこの日程で決まっていくというところがございますので、違うのが班分けは班分け、前原、志摩、二丈という部分での委員の振り分け

でございますので、そういうところで班の編制といたしますか、部会の編制となっております。

農業委員

ずっと私も第3調査部会でやっておりましたけれども、大体市役所のほうが終わる前の日ぐらいなんです、3調査部会というのは。ぎりぎりでやりますし、いろいろと話は聞いていたんですけども、でも、よその部会となるべくひっくり返しても、ほかの方も同じ条件だと思うんですね。そこら辺で、ずっともしあれだったら、そういうことで替えてほしいということであれば、どの方がなっても部会を替えてもそういうふうになってくるので、もしできましたら、なるべく年末の27日のところの日程を、早くしていただけるといところで調整していただけたらとは思いますが、そうしないと、どこになっても一緒だと思います。みんな一緒の条件だと思います。ちょっと日程を事務局と相談して、大変でしょうけどやっていたらなと思います。

そしてまた、年末で個人的にもあれでしょうけど、そこら辺はまた個人的に調整をつけていただいて、そこだけをどうにかするような形で皆さんにもお願いしたいなと思っています。

議長

事務局、各部署との意見も出してもらわないかとばってん、なるべく早く取りまとめをもらって、年度末の期間だけでよかけんちょっと早めてもらって、できるだけという格好で持っていつていただきたいと思うけど。

事務局

そうですね、12月につきましては過去の意見照会というのもございますので、ちょっと早める部分での検討といたしますか、26、27じゃなくて23ですかね、できるかどうかといところで検討をさせていただきます。

22が非農地調査ということで決めておきまして、恐らく申請の締切りもなかなか早める部分が、早めても15日ですとかといところで、あまりこの締切日のほうも前倒しがちょっと厳しい状況にございますので、締切日のほうもあります、今御意見をいただきまして26、27、28というのが、当然忙しい時期でございますので、その前の週、ちょっと23日で調整できないかといところで検討をさせていただきたいと思えます。また決まりましたら、次の総会でまた開催予定表を配らせていただきますので、よろしくお願いたします。

議長

よろしくお願いたします。

事務局

9番目でございます。印鑑の預かりについてということで、すみません、こちら毎回委員のほうから印鑑のほうを預かりさせていただいており

ました。委員の出張命令について以前は印をつけていたんですけども、出張命令に印が不要になりましたが、あっせん関係など必要になることも想定されますので、今回も印鑑をお預けいただきたいなと思っております。皆様よろしいでしょうか。

新任の委員さんへのお願いとはなりますが任期が終わりますとお返すということになりますので、よろしく願いいたします。

それでは、最後10番でございます。作業服の採寸についてです。事前に送ってありました様式のほう、この後頂戴したいと、まだ事務局のほうもお預かりできていない分がありますので、今日書類を持ってきていただいた方につきましては、個人の登録で口座の登録であるとか、もろもろ貸与服等の採寸の分もしておりましたが、その書類を預かりたいと思えます。ただ、一応作業服の採寸については4月7日の14時から17時の間で作業服を取り扱っている事業所のほうがおりますので、そちらのほうにこの時間帯で待機してもらっていますので、夏服、冬服、作業服の上であるとか下であるとか必要な部分ございましたら、この間に行っていただきたいと思えますのでよろしく願いいたします。

なお、24ページにも書いておりましたが、新任の委員となられます7名の方につきましては、4月7日ではございますが、新任委員研修ということで13時半から市役所の1号会議室で研修を受けていただいた後、作業服の採寸ということになります、極力この日で調整していただきたいと思っております。

その他、協議事項については以上でございます。

議長

それでは、何かありましたらお伺いします。事務局長。

事務局長

すみません、ちょっと私のほうから1点だけ、私事務局長でございますので、皆様方が出席をされます会議等については、基本的には参加ということになりますけれども、事務局長は、私課長でございまして、農地政策課の仕事もしております、そちらのほうの兼務ということで、これまででいうとなかなか出席ができないことが多いというふうになっておるところでございます。なので、事務につきましては事務局の前村以下職員のほうに全てを任せているという状況があるようでございます。なるべく総会等においては出席をしたいと、しなければいけないというふうに考えておりますけれども、どうしても議会の関係等で出席できない場合がございますので、その点御了承いただきたいということでお願いを申し上げたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。以上です。

議長

ほかになれば閉会に移りますが、よろしいですか。

(質問、意見なし)

議長 それでは閉会に移ります。

事務局長 長時間にわたって総会をどうもありがとうございました。御苦労さまでございました。それでは閉会の御挨拶を丸山副会長のほうにお願いをしたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

副会長 長時間にわたりお疲れさまでした。今度8日が定例の総会になりますので、それまでちょっといろいろ準備とかあるかと思えますけれども、これからもよろしく願いいたします。

本日はこれをもちまして総会を閉会します。

令和4年4月1日

議長

1 番 内 野 敏 一

議事録署名人

6 番 藤 嶋 政 秀

15番 三 坂 勝 弥